

特定非営利活動法人 ひだまりの家定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人ひだまりの家という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を広島市安佐南区伴東7丁目57番14号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、地域に住む精神障害者に対して、就労支援及び生活支援等を行い、精神障害者の住みやすいまちづくりに貢献していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 精神障害者への就労支援事業
- (2) 精神障害者への生活支援事業
- (3) 精神障害者へのレクリエーション事業
- (4) 精神障害者の社会参加のための地域交流事業
- (5) 地域活動支援センターを運営する事業

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 理事長は、正会員として入会しようとする者が、第3条に定める本法人の目的に賛同し、第4条に定める活動及び第5条に定める事業に協力できるものと認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めなくてはならない。

2 本法人の正会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出

するものとする。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 団体が解散したとき
- (3) 会費を2年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、本法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為をしたとき

- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 本法人は、会員がすでに納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以下
- (2) 監事 2名以上3名以下

(選任等)

第13条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。監事は総会において選任する。

- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 副理事長及び常務理事は、理事会の議決を経て、置くことができる。

5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名するほかの理事が順次に理事長の職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況、又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

5 副理事長及び常務理事の職務については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任後においても、第 12 条第 1 項に定める役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席した理事の過半数の議決を経て、理事を解任することができる。この場合、その理事に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 監事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき

- (2) 職務上の義務違反その他監事としてふさわしくない行為があったとき
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関して必要な事項は、理事会で定めるものとする。

(顧問)

第 19 条 本法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
4 顧問の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(職員)

第 20 条 本法人に、本法人が設置運営する施設の長及びその他の職員（以下「職員等」とする）を置く。

- 2 職員等は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第25条 総会は、この定款に定めるもののほか、理事長が招集する。

2 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合には、理事長はその日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時及び場所ならびに目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開催日の7日前までに招集通知を発信しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。ただし、特に申し出のない場合は、理事長が行う。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決議等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって表決し又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要と議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他に、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 会費
- (5) その他運営に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は第34条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

(経費の支弁)

第41条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決による。

(事業報告及び決算)

第44条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後に理事長が遅滞なく作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、総会の承認を経なければならない。

(剰余金の処分)

第45条 本法人の決算において、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本法人が解散したとき(合併の場合を除く)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第48条 本法人が、解散(合併又は破産による解散を除く)したときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 本法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認

証を受けなければ、合併することはできない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 雑則

(委員会)

第51条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、理事会に対して、その目的とする事項について、助言、協力を行う。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(実施細則)

第52条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本法人の設立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 木本 剛夫
理事 森本 弘
理事 原田 照美
理事 胡明 憲二
理事 竹藤 健一
理事 笹西 智
理事 曾根 秀行
監事 塩田 厚
監事 木戸出 正

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本法人は設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

6 本法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員 年会費 3,000 円

②賛助会員 年会費 1,500 円